

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(二十四) 令六・四・一以後終了事業年度分

期末現在の資本金の額又は出資金の額		1	円		
期末現在の常時使用する従業員の数		2	人		
法人税額の特 別 控 除 額 の 計 算					
雇用者給与等支給額	(別表六(二十四)付表一「4」)	4			
比較雇用者給与等支給額	(別表六(二十四)付表一「11」)	5			
雇用者給与等支給増加額	(4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			
雇用者給与等支給増加割合	$\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0の場合は0)	7			
調整前雇用者給与等支給額	(別表六(二十四)付表一「5」)	8			
調整比較雇用者給与等支給額	(別表六(二十四)付表一「12」)	9			
調整雇用者給与等支給増加額	(8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			
継続雇用者給与等支給額	(別表六(二十四)付表一「19の①」)	11			
継続雇用者比較給与等支給額	(別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12			
継続雇用者給与等支給増加額	(11) - (12) (マイナスの場合は0)	13			
継続雇用者給与等支給増加割合	$\frac{(13)}{(12)}$ ((12) = 0の場合は0)	14			
教育訓練費の額		15			
比較教育訓練費の額	(別表六(二十四)付表一「24」)	16			
教育訓練費増加額	(15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			
教育訓練費増加割合	$\frac{(17)}{(16)}$ ((16) = 0の場合は0)	18			
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19			
控除対象雇用者給与等支給増加額	(6)と(10)のうち少ない金額	20	円		
雇用者給与等支給増加重複控除額	(別表六(二十四)付表二「12」)	21			
差引控除対象雇用者給与等支給増加額	(20) - (21) (マイナスの場合は0)	22			
税額控除限度額等の計算	令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場合	第1項適用の場合	(14) \geq 4% の場合 0.1	23	
		第1項適用の場合	(18) \geq 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	24	
		第1項適用の場合	税額控除限度額 $(22) \times (0.15 + (23) + (24))$ (14) < 0.03の場合は0)	25	円
		第2項適用の場合	(7) \geq 2.5% の場合 0.15	26	
	令和6年4月1日以後開始した事業年度の場合	第2項適用の場合	(18) \geq 10% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	27	
		第2項適用の場合	中小企業者等税額控除限度額 $(22) \times (0.15 + (26) + (27))$ (7) < 0.015の場合は0)	28	円
		前期繰越	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)	47	
		前期繰越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	49	
当期繰越	当期繰越税額控除額 (48) - (49)	50			
当期繰越	法人税額の特 別 控 除 額 (45) + (50)	51	円		

【No.45】5欄の金額は、前事業年度の別表六(二十六)の4欄の金額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.47】4欄及び11欄並びに5欄及び12欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.45】16欄に記載がある場合、前事業年度の別表六(二十六)の15欄の金額と一致していますか。